

# 国立大学法人兵庫教育大学

第272号

平成17年 3月

題字 梶田叡一学長



(ソウル教育大学校)



(大邱教育大学校)

梶田学長が韓国の交流協定校などを訪問

## 目 次

学内規則等 .....	2	・教育研究評議会	
・兵庫教育大学日本学生支援機構学資金返還免除候補者選考規程の制定		・教授会	
・兵庫教育大学教育実践ネットワーク設置要項の一部改正		・大学院学校教育研究科委員会	
・兵庫教育大学学位規則の一部改正		・大学院連合学校教育学研究科代議委員会	
・国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程の一部改正		・大学院連合学校教育学研究科委員会	
・兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則の一部改正		・名誉教授の称号授与式	
学 事 .....	6	・梶田学長が韓国の交流協定校などを訪問	
・平成17年度学校教育学部推薦入学者選抜試験		・道德教育講演会(第2回)	
・平成17年度大学院連合学校教育学研究科入学者選抜試験		・リーダーズセミナー	
人 事 .....	7	・やしる国際交流推進協議会(第16回)	
・人事異動		・外国人留学生歓送パーティー	
諸 報 .....	7	・附属中学校1年生雪山体験合宿	
・役員会		・附属小学校うれしのフェスティバル	
		・訂正	
		学内委員会等委員 .....	11
		・兵庫教育大学大学情報室	
		・兵庫教育大学教育実践ネットワーク運営室	
		主要日誌 .....	12

## - 学 内 規 則 等 -

### 【新規制定】

兵庫教育大学日本学生支援機構学資金返還免除候補者選考規程の制定

制定理由

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月政令第2号）及び独立行政法人日本学生支援機構の定める日本学生支援機構奨学規程（平成16年規程第16号）に基づき、兵庫教育大学日本学生支援機構学資金返還免除候補者の選考に関し、必要な事項を制定するものである。

兵庫教育大学日本学生支援機構学資金返還免除候補者選考規程

（平成17年規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月政令第2号）第8条、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める日本学生支援機構奨学規程（平成16年規程第16号）第46条及び第47条に基づき、兵庫教育大学日本学生支援機構学資金返還免除候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 学資金返還免除対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成16年4月以降に本学において機構の大学院第一種奨学生に採用になった者
- (2) 該当する年度に貸与が終了する者（大学院の修了、早期修了、退学又は奨学金の辞退等による貸与終了者で、予定者も含む。）
- (3) 在籍中に日本学生支援機構奨学規程第47条第2項に定める業績について「特に優れた業績」を挙げた者

（申請）

第3条 前条に掲げる対象者で学資金返還免除を希望するものは、機構で定められた業績優秀者返還免除申請書（以下「申請書」という。）に、大学院在籍中の「特に優れた業績」を証明する資料及び成績証明書を添付し、所定の期日までに学長に

願い出なければならない。

（選考）

第4条 学長は、兵庫教育大学日本学生支援機構学資金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において申請者から提出のあった申請書等により審議し、別に定める選考基準の総合的な評価に基づき、候補者を選考する。

（委員会）

第5条 委員会に関する事項は、別に定める。

（機構への推薦）

第6条 学長は、機構が示す推薦枠の範囲内において、第4条により選出された候補者に順位を付し、委員会の議を経て、申請書、業績を証明する資料及び推薦理由書を添付して機構へ推薦する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、候補者選考の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月25日から施行する。

## 【一部改正】

## 兵庫教育大学教育実践ネットワーク設置要項の一部改正

## 改正理由

平成17年 2月 1日付けで設置された現職教員・同窓会担当の学長特別補佐が運営室長となることに伴い、所要の改正を行うものである。

(平成17年 2月 1日)

兵庫教育大学教育実践ネットワーク設置要項新旧対照表

新	旧
<p>兵庫教育大学教育実践ネットワーク設置要項(案)</p> <p style="text-align: right;">(平成15年 5月14日) 学 長 裁 定</p> <p>(設置) 第1条 } (略) 第5条 }</p> <p>(運営室長) 第6条 運営室長は、現職教員・同窓会担当の学長特別補佐をもって充てる。 2 運営室長は、運営室の業務を統括する。</p> <p>(運営室員) 第7条 } (略) 第11条 }</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>この要項は、平成17年 2月 1日から施行する。</p>	<p>兵庫教育大学教育実践ネットワーク設置要項</p> <p style="text-align: right;">(平成15年 5月14日) 学 長 裁 定</p> <p>(設置) 第1条 } (略) 第5条 }</p> <p>(運営室長) 第6条 運営室長は、学長が指名した副学長をもって充てる。 2 運営室長は、運営室の業務を統括する。</p> <p>(運営室員) 第7条 } (略) 第11条 }</p> <p>附 則 (略)</p>

## 兵庫教育大学学位規則の一部改正

## 改正理由

近年の規格サイズの国際化の一環として、学位記の規格及び横書きに改めるとともに、省令学位規則第9条第2項(学位論文の公表方法)に係る規定について本学学位規則第21条にも盛り込み、当該規定の明確化を図るため、所要の改正を行うものである。

(平成17年 2月 9日)

兵庫教育大学学位規則新旧対照表

新	旧
<p>兵庫教育大学学位規則(案)</p> <p style="text-align: right;">(昭和55年 3月31日) 規 則 第 4 号</p> <p>第1条 } (略) 第20条 }</p> <p>(学位論文の公表) 第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表した場合は この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</p> <p>(学位記) 第22条 学長は、第3条に規定する者に対して学位記を交付する。 2 学長は、第19条の規定により学位授与の決定を行った者に対して学位記を交付する。 3 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>第23条 } (略) 第25条 }</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>この規則は、平成17年 2月 9日から施行する。</p>	<p>兵庫教育大学学位規則</p> <p style="text-align: right;">(昭和55年 3月31日) 規 則 第 4 号</p> <p>第1条 } (略) 第20条 }</p> <p>(学位論文の公表) 第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表した場合は この限りでない。</p> <p>(学位記等) 第22条 学長は、第3条に規定する者に対して卒業証書・学位記を交付する。 2 学長は、第19条の規定により学位授与の決定を行った者に対して学位記を交付する。 3 卒業証書・学位記及び学位記の様式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>第23条 } (略) 第25条 }</p> <p>附 則 (略)</p>

新	旧
<p>別記様式（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">学第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p>大学印 氏名 年 月 日生</p> <p>本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（学校教育学）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学長 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">修第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p>大学印 氏名 年 月 日生</p> <p>本学大学院学校教育研究科 専攻の修士課程を修了したので修士（学校教育学）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学長 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">博甲第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p>大学印 氏名 年 月 日生</p> <p>本学大学院連合学校教育学研究科 専攻の研究指導を 大学において受け所定の単位を修得し学位論文審査及び最終試験に合格したので博士（ ）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学長 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">博乙第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p>大学印 氏名 年 月 日生</p> <p>本学に学位論文を提出し大学院連合学校教育学研究科の審査及び試験に合格したので博士（ ）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学長 印</p> </div>	<p>別記様式（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">卒業証書・学位記 本籍（都道府県名） 氏名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（学校教育学）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学長 印</p> <p style="text-align: left;">第 号</p> <p style="text-align: left;">(備考) 規格は、A3とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">学 位 記 本籍（都道府県名） 氏名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">本学大学院学校教育研究科 専攻の修士課程を修了したので修士（学校教育学）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学長 印</p> <p style="text-align: left;">修第 号</p> <p style="text-align: left;">(備考) 規格は、A3とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">学 位 記 本籍（都道府県名） 氏名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">本学大学院連合学校教育学研究科 専攻の研究指導を 大学において受け所定の単位を修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科委員会 右記の認定により博士（ ）の学位を授与する</p> <p style="text-align: left;">博甲第 号</p> <p style="text-align: left;">(備考) 規格は、A3とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">学 位 記 本籍（都道府県名） 氏名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認める</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科委員会 右記の認定により博士（ ）の学位を授与する</p> <p style="text-align: left;">博乙第 号</p> <p style="text-align: left;">(備考) 規格は、A3とする。</p> </div>

国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程の一部改正

改正理由

兵庫教育大学教育・社会調査研究センター教員の雇用について、新たに任期制を導入するため、所要の改正を行うものである。

(平成17年2月9日)

国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程新旧対照表

新						旧					
国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程(案)						国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程					
第1条 } (略) 第5条 } 附 則 (略) 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。						第1条 } (略) 第5条 } 附 則 (略)					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
教育研究組織の名称		対象となる職	任 期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織の名称		対象となる職	任 期	再任に関する事項	根拠規定
学校教育学部 教育方法講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 教育方法講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育学部 生徒指導講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 生徒指導講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育学部 幼年教育講座		助 手	3年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 幼年教育講座		助 手	3年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育学部 教育臨床講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 教育臨床講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育学部 障害児教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 障害児教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育学部 言語系教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 言語系教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育学部 芸術系教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 芸術系教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育学部 生活・健康系教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育学部 生活・健康系教育講座		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
学校教育研究センター 情報メディア教育研究部門		助 手	3年	再任不可	法第4条第1項第2号	学校教育研究センター 情報メディア教育研究部門		助 手	3年	再任不可	法第4条第1項第2号
情報処理センター 教育工学部門		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号	情報処理センター 教育工学部門		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
教育・社会調査研究センター(教育・社会調査研究プロジェクト担当)		助教授 講師 助 手	5年 (ただし、平成17年4月2日から平成22年3月31日までに雇用される場合は、任期は平成22年3月31日までとする。)	再任不可	法第4条第1項第3号	教育・社会調査研究センター(教育・社会調査研究プロジェクト担当)		助 手	5年	再任不可	法第4条第1項第3号
別紙様式(第3条関係)						別紙様式(第3条関係)					
同 意 書 _____年 月 日 国立大学法人兵庫教育大学長 殿 _____氏 名 印 私は、国立大学法人兵庫教育大学 _____に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第4条第1項第__号及び国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。 記 _____年 月 日から _____年 月 日まで						同 意 書 _____年 月 日 国立大学法人兵庫教育大学長 殿 _____氏 名 印 私は、国立大学法人兵庫教育大学 _____ 助手に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第4条第1項第__号及び国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記の任期により雇用されることに同意します。 記 _____年 月 日から _____年 月 日まで (注) _____部分には、教育研究組織の名称及び職を記入する。					
(注) _____部分には、教育研究組織の名称及び職を記入し、 _____部分には、該当する号数を、それぞれ記入する。											

## 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則の一部改正

## 改正理由

大学院連合学校教育学研究科「総合共通科目」における教員資格審査手続きの簡素化を図るため、所要の改正を行うものである。

(平成17年 2月14日)

## 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則新旧対照表

新	旧
<p>兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則(案)</p> <p style="text-align: right;">〔平成16年 4月 1日〕 細 則 第 35 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (略)</p> <p>第9条 }</p> <p>(資格審査の特例)</p> <p>第10条 研究科の専門科目について担当が適格と認められた者に、その資格判定区分に従い、当該専門分野の総合共通科目を担当させようとする研究科教員候補者が生じた場合の資格審査は、第4条から第9条までの規定にかかわらず学長が別に定める。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>この細則は、平成17年2月14日から施行する。</p> <p>別記様式第1号(第4条関係) } (略)</p> <p>別記様式第5号(第7条関係) }</p>	<p>兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則</p> <p style="text-align: right;">〔平成16年 4月 1日〕 細 則 第 35 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (略)</p> <p>第9条 }</p> <p>(資格審査の特例)</p> <p>第10条 研究科の専門科目について担当が適格と認められた者に、その判定の結果に従い、当該専門分野の総合共通科目を担当させようとする研究科教員候補者が生じたときは、第4条第1項中「当該候補者が所属する講座の講座代表者は、当該講座代表者等会議議長及び副研究科長の意見を聴いた上」とあるのは、「総合共通科目検討委員会は」と読み替えて、同項を適用する。</p> <p>2 前項の場合の資格審査にあつては、第4条第2項及び第5条から第8条までの規定にかかわらず学長が別に定める。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記様式第1号(第4条関係) } (略)</p> <p>別記様式第5号(第7条関係) }</p>

## - 学 事 -

## 平成17年度学校教育学部推薦入学者選抜試験

平成17年度学校教育学部推薦入学者選抜試験が1月25日(火)に実施され、2月10日(木)に合格者が発表された。合格者数等は次のとおりである。

募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
(人)	(人)	(人)	(人)
54 (54)	348 (398)	344 (395)	55 (55)

備考:( )は昨年度を示す。

## 平成17年度大学院連合学校教育学研究科入学者選抜試験

平成17年度連合学校教育学研究科入学者選抜試験が2月13日(日)に実施され、2月16日(水)に合格者が発表された。合格者数等は次のとおりである。

専 攻	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
	(人)	(人)	(人)	(人)
学校教育実践学	8	32 (9)	32 (9)	13 (8)
教科教育実践学	16	29 (13)	28 (13)	17 (11)
合 計	24	61 (22)	60 (22)	30 (19)

備考:( )は、現職教員で承諾書のある者を内数で示す。

## - 人 事 -

## 人事異動

(役員等)

年月日	発令事項	新職名等	氏名	備考
17. 3. 1	命	学長特別顧問	佐藤 光	任期 17. 3. 1~18. 2.28

(学部等)

年月日	発令事項	新職名等	氏名	旧職名等
17. 3. 1	昇任	学校教育学部教授 (障害児教育講座)	河相 善雄	学校教育学部助教授 (障害児教育講座)

## - 諸 報 -

国立大学法人兵庫教育大学役員会

第23回 平成17年2月9日(水)

(議題)

- 1 文部科学省の大学教育改革支援に対する取り組みについて
- 2 播磨大学コンソーシアム(仮称)の対応について
- 3 大学機関別認証評価について
- 4 新しい授業科目の設定について

国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会

第12回 平成17年2月9日(水)

(議題)

- 1 兵庫教育大学学位規則の一部改正について
- 2 国立大学法人兵庫教育大学教員の任期に関する規程の一部改正について
- 3 発達心理臨床研究センター長及び保健管理センター所長等候補者について
- 4 教員の選考開始について
- 5 小学校教員養成プログラム受講生の選考方法について
- 6 ティーチング・アシスタント(修士課程学生)の配置基準について
- 7 教員の選考について

兵庫教育大学教授会

第10回 平成17年2月9日(水)

(議題)

- 1 平成17年度学校教育学部推薦入学者選抜試

験の合否判定について

- 2 教員候補者についての意見の取りまとめについて
- 3 教員選考委員会の設置について
- 4 派遣留学生に係る修得単位の認定について
- 5 学校図書館司書教諭講習科目単位修得者の単位認定について
- 6 授業科目の履修方法及び標準履修年次の変更について
- 7 平成17年度授業科目担当教員の変更等について
- 8 留学(派遣)について

兵庫教育大学大学院学校教育研究科委員会

第11回 平成17年2月9日(水)

(議題)

- 1 研究科担当の認定について
- 2 研究科担当判定委員会の設置について
- 3 研究科担当の認定手続きについて
- 4 平成17, 18年度授業科目の新設改廃等について

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科代議委員会

第9回 平成17年2月14日(月)

(議題)

- 1 諸規則の改正について  
連合学校教育学研究科代議委員会規則の改正について

- 連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則の改正について  
 連合学校教育学研究科教員資格審査における総合共通科目の資格審査の特例に関する内規の改正について  
 連合学校教育学研究科教員の認定手順等についての改正について  
 連合学校教育学研究科学位論文に関する細則の改正について  
 連合学校教育学研究科学位論文に関する細則に関する運用方針の改正について
- 2 総合共通科目の編成及び担当教員の資格審査について
  - 3 学位論文審査手数料の改定について
  - 4 論文提出による博士の学位申請資格審査員について
  - 5 博士候補認定試験の実施について
  - 6 平成17年度オリエンテーションの実施について
  - 7 平成16年度及び平成17年度の年度計画（連合大学院関係）について
  - 8 連合大学院大阪サテライトの拡充について
  - 9 委員会審議方法の見直しについて

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科委員会  
 第4回 平成17年 2月14日（月）

（議 題）

- 1 平成17年度入学者選抜試験の合否判定について
- 2 平成17年度入学者選抜試験の追加合格の取扱いについて
- 3 指導教員予定者の決定について
- 4 諸規則の改正について  
 連合学校教育学研究科代議委員会規則の改正について  
 連合学校教育学研究科教員資格審査に関する細則の改正について  
 連合学校教育学研究科学位論文に関する細則の改正について
- 5 平成17年度連合学校教育学研究科予算配分基本方針について
- 6 代議委員会の審議経過について

#### 名誉教授の称号授与式

2月16日（水）、学長室において、平成16年12月1日付けで兵庫教育大学名誉教授の称号が授与された中瀧正堯氏（前学長）及び濱名外喜男氏（前理事・副学長）の称号授与式が行われた。



#### 梶田学長が韓国の交流協定校などを訪問

2月21日（月）、22日（火）、梶田学長は、交流協定校であるソウル教育大学校及び大邱教育大学校並びに在大韓民国日本国大使館を訪問した。

ソウル教育大学校及び大邱教育大学校では、「交流協定の期間更新に関する覚書」及び「学生交流に関する覚書の一部を変更する覚書」に署名を行い、続いて学生交流や研究者交流の推進、両国における教育制度の比較や相互理解教育をテーマとしたシンポジウムの開催について、両校の総長をはじめ関係職員と協議を行うとともに、附属図書館等の施設を視察した。また、大邱教育大学校においては、卒業式に出席し、ほぼ全員が小学校の教員になる同校の卒業生を激励する内容の祝辞を述べた。

在大韓民国日本国大使館では、大韓民国における小学校から大学までの教育改革の状況や、教員養成・教員研修について当面する問題点等について、小桐間書記官と活発な意見交換が行われた。



（大邱教育大学校卒業式で祝辞を述べる梶田学長）



#### 道徳教育講演会（第2回）を開催

2月10日（木）、パルモア学院（神戸市）において道徳教育講演会（第2回）を開催した。

この講演会は、兵庫県教育委員会との連携による「道徳教育の充実のための教員養成学部等との連携研究事業」の実施に当たり、体験活動等を生かした心に響く道徳教育の現状と課題などについての講演を通して、参加者の道徳教育の現状等についての認識を深めることを目的とし実施している。

講演会では、兵庫県内の小・中学校の教員等約170人が参加し、香川大学教育学部附属教育実践総合センター 七條正典教授（前文部科学省道徳教科調査官）による「体験活動等を生かした心に響く道徳授業とは - 私の出会った心に残る授業事例から - 」を演題とした講演に熱心に聴き入っていた。



#### リーダーズセミナーを開催

リーダーズセミナーは課外活動団体次期リーダーを対象とし、リーダーとしての資質向上を図るとともに団体相互の理解と交流を通して活発な課外活動の促進に資することを目的として、文化会・体育会及び学生課が企画運営し毎年実施している。今年度は、1月29日（土）に文化・芸術系を対象としたセミナーを本学多目的ホールで、また、2月5日（土）～6日（日）には、体育系を対象に神戸セミナーハウスで開催した。



セミナーでは、外部講師による講演の他、課外活動における悩みや問題点、その解決策について討議を行い、今後のクラブ運営を行う上での有意義なセミナーとなった。

#### やしろ国際交流推進協議会（第16回）を開催

2月16日（水）、本学事務局中会議室において、やしろ国際交流推進協議会（第16回）が行われた。

本協議会は、本学と社町の連携のもと、本学外国人留学生に対する支援の方策や交流促進を図るための意見交換の場として、学長、社町長をはじめ、社町関係団体の代表者が出席し、平成元年より実施している。

協議会では、はじめに議長である梶田学長から開会の挨拶があり、今年度より本学が国立大学法人化へ移行したことや、外国人留学生に関する中期目標・中期計画を立て、その達成のため本学で実施している取り組み等についての説明があった。各委員からは、本学外国人留学生の状況についての質問や奨学金等の具体的な支援方策についての意見が出され、活発な議論が行われた。

今回の協議会をとおして、今後、より一層地域ぐるみで本学外国人留学生の勉学や生活をサポートしてゆく体制作りための貴重な機会となった。



#### 外国人留学生歓送パーティーを開催

2月16日（水）、やしろ国際交流推進協議会終了後、本学学生会館食堂において、学長、社町長をはじめ、やしろ国際交流協会関係者、本学に在学する留学生や教職員を合わせて約70人の参加のもと、外国人留学生歓送パーティーが行われた。

梶田学長及び社町長の挨拶に始まり、勝野副学長の乾杯の発声に続いて和やかな歓談が行われた。本パーティーの中で、帰国予定の留学生に対して記念品の贈呈が行われ、帰国予定の留学生が一人ずつ日本留学や本学での生活、勉学等についての思いを述

べ、本学への留学における日本語能力上達の成果を披露した。また、アトラクションとして、帰国予定の留学生が合唱を行い、本学に在学する留学生を代表し、中国からの留学生が帰国する留学生の前途を祝してモンゴル族の踊りを披露した。

本パーティーを通じて、帰国予定の留学生は、参加者と本学の思い出話に花を咲かせたり、記念写真を撮るなど、日本での最後の思い出を作るための貴重な時間となった。



#### 附属中学校1年生雪山体験合宿の実施

2月7日(月)～9日(水)の日程で、附属中学校1年生が参加して養父市のハチ高原で2泊3日の雪山合宿を行った。この合宿は、スキー等の雪山体験活動を通して自然環境への認識を深め、集団生活ができる態度を身につけることを目的とし、毎年実施されているものである。

1, 2日目のスキー実習では、スキーの経験等に応じたグループに分かれ、それぞれの技術レベルに対応した実習に取り組み、3日目にはリフトを使ってひとつ上の技術に挑戦した。2日目の午後には、雪像コンテストを行い、創造性あふれる作品を完成させた。

この雪山体験合宿をとおして、責任を果たすこと、協力することの大切さを知り、よき仲間づくりを学

ぶ機会となった。

#### 附属小学校うれしのフェスティバルの実施

2月19日、附属小学校において、第9回うれしのフェスティバルが実施された。このフェスティバルは、「子どもの生活世界＝ふるさと」を学習対象に各学年の子どもたちが取り組んできた学年総合での学びを発表する場として実施しており、今回は次のような発表が行われた。

〔各学年の発表内容〕

- 1年 オペレッタ  
「大きくなったらなんになる!？」
- 2年 生活科  
「パラエティショップうれしのへ」
- 3年 『蛇ころび』 発ふるさとへ  
おいしい附小米をつくろう
- 4年 こちら附小っ子防災スクール  
進め! アジアンクエスト
- 5年 比べて見つけよう附小のよさ、ふるさとのよさ
- 6年 附小民族博物館をつくろう

このフェスティバルを通して、子ども達は、総合学習の探究活動によって得られた新たな見方や考え方を保護者や地域の方と交流し、その中で、自己の生き方を見つめたり、社会の中でのよりよいあり方を考えるよい機会となった。



訂正

・学報(第271号)12頁右段18行目  
(誤)800人が受験し、

(正)800人を担当し、

- 学 内 委 員 会 等 委 員 -

兵庫教育大学大学広報室

区 分	氏 名	所 属	任 期
大学広報室室長	藤井 德行	学長特別補佐 (大学広報担当)	17.2.1～19.1.31
部門責任者 (広報・広聴担当部門)	山之内恵一	総務部長	"
部門責任者 (広報誌等担当部門)	初田 隆	助教授 (発達心理臨床研究センター)	"
部門責任者 (ホームページ担当部門)	濱中 裕明	助教授 (自然系教育講座)	"
大学広報室員 (広報・広聴担当部門)	河相 善雄	教授 (障害児教育講座)	"
大学広報室員 (広報・広聴担当部門)	山本 忠志	助教授 (生活・健康系教育講座)	"
大学広報室員 (広報誌等担当部門)	中田 賀之	助教授 (言語系教育講座)	"
大学広報室員 (広報誌等担当部門)	森山 潤	助教授 (生活・健康系教育講座)	"
大学広報室員 (ホームページ担当部門)	笠原 恵	助教授 (自然系教育講座)	"
大学広報室員 (ホームページ担当部門)	岡本 信一	助教授 (芸術系教育講座)	"
大学広報室員 (ホームページ担当部門)	森本 眞一	教諭 (附属中学校)	"
大学広報室員 (ホームページ担当部門)	山城 新吾	助手 (学校教育研究センター)	17.2.1～17.3.31
大学広報室員	岩佐 文雄	総務部庶務課専門職員	17.2.1～19.1.31
大学広報室員	板垣 季昭	総務部庶務課企画法規係主任	"

兵庫教育大学教育実践ネットワーク運営室

区 分	氏 名	所 属	任 期
運営室長	加治佐哲也	学長特別補佐 (現職教員・同窓会担当)	

## - 2月主要日誌 -

月 日	事 項
2月1日(火)	大学広報室設置
2日(水)	ファカルティ・ディベロップメント 推進委員会(第7回) 安全衛生委員会(第11回) 講座・コース再編検討WG 教職講座
3日(木)	附属学校運営委員会(第8回) 国際交流委員会留学生専門部会(第8回) 大学院第2次募集出願資格事前審査 申請受付(~4日)
7日(月)	附属中学校1年生雪山体験合宿(~9日)
8日(火)	学部入学試験委員会(第7回) 評価委員会作業部会(第8回) 学生寄宿舎棟長会
9日(水)	役員会(第23回) 教育研究評議会(第12回) 教授会(第10回) 研究科委員会(第11回) 教職講座
10日(木)	国際交流委員会(第5回) 予算配分基準策定専門委員会(第3回) 基本戦略委員会平成17年度年度計画 作成WG(第1回) 学部推薦入学者選抜試験合格者発表 道德教育講演会(第2回)
13日(日)	連合大学院入学者選抜試験
14日(月)	連合学校教育学研究科代議委員会(第9回) 連合学校教育学研究科入学試験委員会(第3回) 連合学校教育学研究科委員会(第4回) 国際交流委員会留学生専門部会(第9回) 連合大学院入学試験委員会(第3回) 大学院第2次募集出願受付(~18日)
15日(火)	評価委員会作業部会(第9回) 附属幼稚園学校評議員の会(第2回)
16日(水)	名誉教授称号授与式 大学広報委員会(第6回) 教職講座 やしろ国際交流推進協議会 外国人留学生歓送パーティー 連合学校教育学研究科入学者選抜試験合格発表
17日(木)	部主事・講座主任会議 学務・入試企画委員会(第8回) 基本戦略委員会平成17年度年度計画

	作成WG(第2回) キャンパス環境・安全委員会(第4回)
18日(金)	大学情報室準備WG(第4回)
19日(土)	連合学校教育学研究科教育実践学フォーラム2004(第4回) 附属小学校うれしのフェスティバル
21日(月)	大学情報委員会(第5回) 評価委員会作業部会(第10回) 知的財産に関する研究会
22日(火)	労務委員会(第3回)
23日(水)	評価委員会(第5回) 人事委員会(第8回) 講座・コース再編検討WG 教職講座 教職ガイダンス
24日(木)	知的財産管理委員会(第6回) 基本戦略委員会平成17年度年度計画 作成WG(第3回)
25日(金)	学部前期日程入学者選抜試験(~26日)
27日(日)	学部私費外国人留学生特別選抜試験
28日(月)	経営企画委員会(第7回) 教育研究基盤経費配分検討専門委員会(第5回) 附属小学校学校評議員の会(第2回)

編集発行 兵庫教育大学総務部庶務課

〒673-1494 兵庫県加東郡社町下久米942-1

電話 代表(0795)44-1101

http://www.hyogo-u.ac.jp/